



# えひめハイウェイ情報

No. 350

全席・全員シートベルト着用！！

<http://www.ehime-kousoku-ankyou.jp/>

令和3年4月30日  
愛媛県高速道路  
交通安全協議会

問合せ先（電話・FAX）

（089）997-7281

## 妨害運転罪の創設

令和2年6月、妨害運転罪（あおり運転）に対する罰則が創設され、他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行うことは、厳正な取締りの対象となり、最大で懲役3年の刑に処せられることとなっています。

さらに、妨害運転により著しい交通の危険を生じさせた場合は、最大で懲役5年の刑となります。

これらの、妨害運転をした者はいずれも運転免許を取り消されます。

あおり運転は犯罪!!免許取消!!

道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました！

絶対ダメ!!

3~5年以下の懲役又は50~100万円以下の罰金！更に免許取消し！

車間距離不保持、急ブレーキ、劇的な等

警察庁・都道府県警察



なお、自転車の危険運転にも妨害運転（あおり運転）が新たに追加され、逆走、幅寄せ、ベルを執拗に鳴らすなどの行為が摘発の対象となります。

14歳以上の場合、危険行為は3年間に2回の摘発で安全講習が義務となり、受講しないと5万円以下の罰金が科せられます。



※ この広報紙は、ホームページにも掲載しています。